免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

北海道小樽市朝里川温泉１丁目86番地８
清算株式会社　株式会社ＰＧＮ
代表清算人　江口　信幸

１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（ヒ）第２００６号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ＭＩ
代表清算人　板宮　一善

１　決定年月日　令和８年３月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号

群馬県太田市矢場町2707番地
清算株式会社　株式会社Ｙ商事
代表清算人　柳田　芳典

１　決定年月日　令和８年３月18日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権の元本額の0.121％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所太田支部

監督命令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始